

議案第108号

建物の譲渡について

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、社会福祉法人が運営する乳児院について、当該法人による建替えにより機能の充実に資するため、その建物を無償で譲渡する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

建物の譲渡について

社会福祉法人が運営する乳児院について、当該法人による建替えにより機能の充実に資するため、建物を次のように無償で譲渡する。

- 1 所在地 福岡市城南区樋井川六丁目24番16号
- 2 譲渡する建物 鉄筋コンクリート造2階建（延面積529.55平方メートル）
- 3 譲渡の相手方 福岡市早良区大字西1番地  
社会福祉法人 仏心会